6 産 振 第 128 号 令 和 7 年 3 月 31 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

喬木村長

市町村名 (市町村コード)			喬木村			
	(4153)					
地域名 (地域内農業集落名)			加々須			
		(	)			
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年12月23日				
		(第1回)				

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

高齢化が進み担い手が減少している。更に鳥獣害の被害が多く、農地の荒廃化が進んでいる。担い手の減少により農地維持活動の負担が大きくなってきている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の所有者、耕作者は草刈り等の保全活動を行い遊休農地の発生を防止する。地域の条件に適合した農業 経営を推進し、兼業農家や地域住民も含め、地域で農地を守る取り組みを行っていく。

- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積			7.5 ha
		うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.6 ha
		(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業農用地区域内の農地及びその周辺の農用地を農業上の利用が行われる区域とする

- 注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。
- 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
- (1)農用地の集積、集約化の方針 地元及び関係機関の連携により地区内外からの新規就農者の受け入れのために相談、支援体制を作っていく

(2)農地中間管理機構の活用方針 積極的に利用をしていく

(3)基盤整備事業への取組方針

特になし

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

兼業農家や地域住民も含め、地域で農地を守る取り組みを行っていく。

- (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
- 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

0	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化·輸出等	⑤果樹等	
	⑥燃料•資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等	⑩その他	

【選択した上記の取組方針】

①新たな捕獲人材について、狩猟免許の取得を地域でも呼びかけ、地域内の鳥獣被害の防止を推進する。